

# 古事記の会話文と仮名表記

— 〈音注〉をてがかりとして —

## 一

今回のシンポジウムのテーマは、「古事記の文体」であった。口承から記載へという文学史の問題と古事記の文体の独自性をどのように結びつけるのが問われたテーマとも言える。このシンポジウムの中で、講師の一人の藤井貞和氏が、古事記序文の「稗田阿礼所誦之勅語舊辞」について、この「舊辞」は「帝紀・舊辞」の省略とするのが通説であるが、書かれていない「帝紀」までも含めた解釈をするのは問題だ、と述べられたのは印象的であった。時間的制約もあり議論が深まらなかつた点もあるが、藤井氏により「通説」とされたのは、おそらく倉野憲司氏「古事記全註釈第一巻（序文篇）」（昭48・12）の解釈であり、武田

青 木 周 平

祐吉氏『古事記研究一 帝紀攷』（昭19・1、後に『著作集第二巻』）の古事記の内部分析による帝紀の規定を踏まえた発言であろう。最近では西宮一民氏「古事記の研究」（平5・10）がその解釈を補強され、まさに通説としての重みをもつことは認めざるを得まい。が一方で、帝紀と本辞は「天皇家の神統ないし皇統とかわりあう部分を帝紀、それ以外の部分を本辞と称したに過ぎない。」とし、元明朝独自の旧辞を重視せざるをえない事情が「勅語舊辞」という表現をとらせたとする魅力的な意見<sup>①</sup>も、古くからある。また、シンポジウムの司会者の金井清一氏が、なぜ「舊辞」のみ記されているのかについて、「帝紀ももちろん討覈したのであったが、阿礼の誦習は、特に第二段階は、旧辞に重点があつたのである。」と述べられたのは、記憶に

新しい。さらに神野志隆光氏『古事記の達成』(昭58・9)や菅野雅雄氏『古事記成立の研究』(昭60・6)にも、「舊辭」とのみ記されていることへの積極的解釈(作品論的解釈)が示されており、筆者も、「通説」へ疑問を感じている一人である。

藤井貞和氏『物語文学成立史』(昭62・12、以下氏の説は本書に拠る)は、この旧辭論を〈フルコト〉としての古伝承の叙事的文体の復原へと直結されている。ここに文学史的視点があるが、筆者の以下の論は、氏が古事記の〈フルコト〉の文体として注目された、会話文のあり方とかわりをもつ。シンポジウムの講師の一人、西條勉氏が「和語を書くことの文字法」を追求された一連の論考の中で、

これまでとのつながりで言えば、古事記の文字列が口頭の表現を文字化しているらしいという問題と会話文の文字法は不可分であろう。口頭表現の実態というのは、分かりやすく言えば会話のことばに他ならないからである。

と述べられたのも注目したい<sup>③</sup>。口承から記載へという問題をかかえている典型的な文体が会話文であるという見通しである。この意見は、会話文一般の性格としては妥当なものである。が、古事記の会話文という限定つきでいえば、「会話文の文字法」が口頭表現と直結するかについては、

なお慎重な検討を要する。そのあたりの会話文のあり方を、仮名表記の用例に視点をしばって考えてみたい。

## 二

古事記の文体を形作る一貫した方法が〈注〉のあり方に示されていることは、諸氏が指摘されるところである。会話文もその中に包含されるが、会話文中にみられる仮名表記には多く〈音注〉<sup>④</sup>が付されている。その付された〈音注〉の個々の解釈は、小松英雄氏<sup>⑤</sup>、久田(矢嶋)泉氏<sup>⑥</sup>、山口佳紀氏<sup>⑦</sup>、西宮一民氏<sup>⑧</sup>などにより周到になされている。ただ地の文との相違を意識しつつ会話文の不音注の仮名表記を一瞥してみると、何らかの特徴が見出せるのではない。以下、会話文の不音注の仮名表記を対象に、(1)地の文に〈音注〉があり会話文にはない例、(2)会話文の他の個所に〈音注〉をもつ例、に便宜上分けてその特徴を考えてみたい<sup>⑨</sup>。

①修<sub>三</sub>理固<sub>三</sub>成是多<sub>三</sub>陀用<sub>三</sub>弊流<sub>三</sub>之國<sub>一</sub>(27頁)

右のタグヨヘルには、〈音注〉は無い。「是」と「之」に挟まれることにより、音仮名であることが一応わかる。したがって〈音注〉は必要ない文脈といえる。ただし、前段にある「久羅下那州多陀用弊流之時、流字以上十、字以音」(26頁)と無関係とも思われない。この仮名表記について、藤井氏は

「固定的な詞章らしさをあらわす国語表記である。」(前掲書217頁)と述べられた。古事記の仮名表記一般については、

もし、仮名表記されたとすれば、それは訓字表記が困難な場合か、仮名表記することに何らか積極的な意義のある場合に殆ど限られるだろうということが予想される。

という山口氏の理解が妥当であろう。西宮氏の「訓字では日本語の意味をびつたり表しにくい時に、仮名表記によつて語形を示し、その意味を表す」という意見は、山口氏の前者の場合に近く、藤井氏は、山口氏という「積極的な意義」を「フルコト」に求められたともいえよう。①のタダヨヘルは、前段のクラゲナスタダヨヘルの仮名意識を受けていると考えてよいのではないか。このように、(1)地の文に〈音注〉があり会話文にはない仮名書き例、を検討してみらる。

②何由以、汝不<sub>レ</sub>治<sub>下</sub>所<sub>二</sub>事依<sub>一</sub>之國<sub>上</sub>而、哭伊佐知流。(40頁)

このイサチルについて、藤井氏は「イサチルという語がいかにも古めかしく、和語らしく、意漢字ではあらわしがないニュアンスがある」(前掲書220頁)と述べるが、これはまず、前文(地の文)の「八拳須至<sub>レ</sub>干<sub>三</sub>心前<sub>一</sub>、啼伊佐知伎也。自伊下四字以<sub>レ</sub>音。下效此。」の「下效<sub>レ</sub>此」を及ぼして考えるべ

きである。そして、次の二重会話文の用例も合わせ考えるべきであろう。

③僕者無<sub>レ</sub>邪心。唯大御神之命以、問<sub>二</sub>賜僕之哭伊佐知流之事<sub>一</sub>故、白都良久、三字以<sub>レ</sub>音「僕欲<sub>レ</sub>往<sub>二</sub>妣國<sub>一</sub>以哭。」  
余、大御神詔、「汝者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此國<sub>一</sub>。」而、神夜良比夜良比賜故、以下為請<sub>下</sub>將<sub>上</sub>罷往<sub>二</sub>之状<sub>上</sub>泰上耳。無<sub>レ</sub>異心。(41頁)

③の二重会話文が、②の問答の場面を地の文を含めてほぼそのままの形でとり入れていることは、かつて論じたことがある。そこでは「以前の物語場面をそのまま再現することにより、時間的・空間的重層性をもたせ、物語的説得力を強めるという方法」を認めたが、荻原千鶴氏はさらに両場面の相違点にまで言及し、古事記神話の体系化から必要となった、須佐之男命の「邪心」から「無邪心」への轉換の装置として機能しているのが③である、と述べられた。<sup>13)</sup>

二重会話文は、作品レベルで自覚的にとられた方法と見ねばなるまい。そのことをふまえると、③のイサチルは②のイサチル、さらには前文のイサチルの「下效<sub>レ</sub>此」と関連づけられるべきであろう。同様に③にある「神夜良比夜良比賜」は、「以前の物語場面」のとじめにある「乃神夜良比<sub>レ</sub>余夜良比賜也。自夜以下七字以<sub>レ</sub>音」(40頁)を受けていると考えてよからう。「余」の有無という相違はあるが、「神」と

「賜」に挟まれた同一の語構成を重視すべきである。

④其地將<sub>レ</sub>昨、以<sub>レ</sub>此比礼<sub>三</sub>舉打撥。(54頁)

「比礼」は、蛇を打ち払う呪具であり、天武紀十一年三月条に「肩巾、此云<sub>レ</sub>比例」とあるように、漢語では意がとりにくい和語であったのだろう。前文に、

於是、其妻湏勢理毗賣命以<sub>レ</sub>蛇比礼<sub>三</sub>授<sub>レ</sub>其夫云、  
(54頁)

とあり、④の「此」は「蛇」を指示している。前文のヒレを受けていることは明らかである。後文にみえる「呉公・蜂之比礼」は同様の語構成であり、（音注）が無くても意はとれる。応神記の「又振<sub>レ</sub>浪比礼<sub>三</sub>」（160頁）の「下效<sub>レ</sub>此」は、以下に続く同じ語構成をもつ「切<sub>レ</sub>浪比礼<sub>三</sub>・振<sub>レ</sub>風比礼<sub>三</sub>・切<sub>レ</sub>風比礼<sub>三</sub>」に及んでおり、④にはかかわらない。

⑤各相<sub>レ</sub>易佐知<sub>三</sub>欲<sub>レ</sub>用。(79〜80頁)

右のサチは、前文の物語の冒頭にある「故、火照命者、為<sub>レ</sub>海佐知毗古<sub>三</sub>此四字<sub>以</sub>音、而、」(79頁)と無関係ではなく、後文の一連の文脈

余、火遠理命以<sub>レ</sub>海佐知<sub>三</sub>釣魚、都不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>一魚、亦其  
鉤失<sub>レ</sub>海。於是、其兄火照命乞<sub>レ</sub>其鉤曰、「山佐知母、  
己之佐知佐知、海佐知母、己之佐知佐知。今各謂<sub>レ</sub>返<sub>三</sub>  
佐知<sub>三</sub>之時、（佐知二字以音）」(80頁)

とも連結するであろう。西郷信綱氏は、「このヤマサチ・ウミサチの物語では、サチまたはチという語が一つの key word になっているように思われる。」と述べられたが、「海（山）佐知毗古」も物語と不可分の神名として創作されたのだろう。サチには呪言としての同一の意識が窺われる。このような地の文と会話文の仮名表記の連続性は、次の例にもみられる。わかりやすいように、地の文も含めて挙げてみる。

⑥故、科<sub>レ</sub>曙立王、令<sub>レ</sub>宇氣比白、（宇氣比三字以音）「因<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>此

大神、誠有<sub>レ</sub>驗者、住<sub>三</sub>是鷲巢池之樹<sub>三</sub>鷲乎、宇氣比落、」如<sub>レ</sub>此詔之時、其鷲墮<sub>レ</sub>地死。又詔之、「宇氣比活、」余者、更活。又在<sub>三</sub>甜白禱之前<sub>三</sub>葉廣白禱、令<sub>レ</sub>宇氣比枯、亦令<sub>三</sub>宇氣比生<sub>三</sub>。(122頁)

右の五例のウケヒは、（音注）をもつ最初のウケヒをはじめ、すべてへウケヒ+動詞」という形をもつ。ウケヒをキーワードとした物語展開が跡付けられるが、（音注）が一連の文脈にある以下の四例に及んでみるとよからう。

⑦常世國之登岐士玖能迦玖能木實、持奈上侍。(125頁)  
このトキジクノカクノは、前文の「令<sub>レ</sub>求<sub>三</sub>登岐士玖能迦玖能木實<sub>三</sub>」（自登下八、字以音）」(124頁)をうけていると考えてよい。後につづく「其登岐士玖能迦玖能木實者、是今橋者也。」

(125頁)も同様である。〈音注〉はここまで及んでいると思われる。

⑧言<sub>二</sub>向和平<sub>一</sub>東方十二道之<sub>二</sub>荒夫<sub>一</sub>疏<sub>二</sub>神<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>摩都樓波奴<sub>一</sub>人等<sub>一</sub>。(130～131頁)

「荒夫疏」は他に、

○故、如此言<sub>二</sub>向平<sub>一</sub>和荒夫<sub>二</sub>疏<sub>一</sub>神等<sub>一</sub>。夫疏二字以音退<sub>二</sub>撥不<sub>一</sub>伏之人等<sub>一</sub>而、(97頁)

○自<sub>レ</sub>其入幸、悉言<sub>二</sub>向荒夫<sub>一</sub>疏<sub>二</sub>蝦夷等<sub>一</sub>、亦平<sub>二</sub>和山河<sub>一</sub>荒神等<sub>一</sub>而、(133頁)

と地の文に二例みえ、「摩都樓波奴」は、「令<sub>レ</sub>和平<sub>二</sub>其麻都漏波奴<sub>一</sub>」自麻下五「人等」。(112頁)と地の文に前例がみえる。

⑦までと異なり、〈音注〉を付した仮名書き例が遠く離れた文脈にある。⑧になぜ〈音注〉が無いのかは、「荒夫疏神」がいわば意味単位として所与の文字のつづきのなかではじめから明らかである<sup>10</sup>という神野志隆光氏の意見に従うべきであろう。あえて言えば、

○小確命者、平<sub>二</sub>東西之<sub>一</sub>荒神、及<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>伏人等<sub>一</sub>也。(126頁)

○悉言<sub>二</sub>向和平<sub>一</sub>山河<sub>二</sub>荒神<sub>一</sub>、及<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>伏人等<sub>一</sub>。(131～132頁)

などの類似文脈も含めて、典型的言いまわしであったゆえの注とも解釈できるかもしれない。「アラブル神」「マツロハヌ人等」とは、平定の対象として固定的な表現と見られる。

以上、(1)の諸例①～⑧を検討した結果、会話がなされた場面の文脈の中で、あるいは決まった言いまわしの表現として、地の文の仮名表記の〈音注〉をうけつつ、会話文の仮名表記は意味を明確にしているというべきではないか。地の文との連続性を考えると、会話文の仮名表記のみを切り離して口承性を論じるわけにはいくまい。地の文の物語展開に即しつつ、登場人物に託された会話性の中で仮名表記の意味をよみとるべきであろう。

### 三

次に、(2)会話文の他の個所に〈音注〉をもつ例、を検討してみたい。

⑨阿那迹夜志、愛<sub>上</sub>袁登古袁。此十字以音(28頁)

⑩阿那迹夜志、愛<sub>上</sub>袁登賣袁。(28頁)

⑪阿那迹夜志、愛袁登賣袁。(29頁)

⑫阿那迹夜志、愛袁登古袁。(29頁)

右の⑩⑪⑫は、⑨の「下效<sub>レ</sub>此」が及んでいると、まずはよむべきである。また「愛<sub>上</sub>」については、小松英雄氏が「したがって、「愛」という字母の選択と、それに対する上声の声注とによって、よみとりが、容易かつ確実なものになつているといつてよいであろう。」<sup>11</sup>と述べられたのに従いたい。ただこの例に関しては、なぜ全文が仮名表記

かを考えてみてもよいかもしれない。かつて藤井信男氏が、「このような記述の態度は、歌はすべて漢字音で書いた態度とある面では共通する所があるかもしれない。」と述べられたことを想起したい。会話文で他に全文仮名書きした例が、一例ある。

阿豆麻波夜。自阿下五字以音也 (133頁)

これは抒情性の強い「吾妻」と「東」を掛けた二重の表現性をするにより「吾妻」と「東」を掛けた二重の表現性をもたせた。それを口頭表現の特徴とすれば、歌の表現性と直結しよう。⑨⑩、⑪⑫の問答性が、歌の掛け合いに近い印象をもつことは認めてよからう。問答性といえば、次の諸例も注目される。

⑬愛我那・迹・妹命乎。那迹二字以音下效此…… (32頁)

⑭愛我那・迹・妹命、吾与汝所作之國、未作竟。故、可還。(34頁)

⑮悔哉、不速来。吾者為黄泉戸喫。然、愛我那・勢命。那勢二字以音下效此 入来坐之事恐。…… (34頁)

⑯愛我那・勢命、為如<sub>レ</sub>此者、汝國之人草、一日絞<sub>二</sub>殺千頭<sub>一</sub>。(36頁)

⑰愛我那・迹・妹命、汝為<sub>レ</sub>然者、吾一日立<sub>二</sub>千五百産屋<sub>一</sub>。(36頁)

このように並べてみると、⑬と⑮に付された「音注」の

「下效<sub>レ</sub>此」が、伊耶那岐命・伊耶那美命の「愛」をめぐる問答を支えているさまがよくわかる。問答の場面性が、人称代名詞の仮名表記を支えているといえる。「那勢」は他に天照大御神が須佐之男命を指した発言(独白文)中にもみえる。

⑱我那・勢命之上来由者、必不<sub>二</sub>善心<sub>一</sub>。欲<sub>レ</sub>奪<sub>二</sub>我國<sub>一</sub>耳。(41頁)

⑲如<sub>レ</sub>屎、醉而吐散登許曾。此三字以音我那・勢命、為<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此。又、離<sub>二</sub>田之阿<sub>一</sub>、埋<sub>二</sub>溝者<sub>一</sub>、地矣阿多良斯登許曾。自阿下七字以音我那・勢命、為<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此。(44頁)

右は、姉弟という関係性の中での親しみを込めたナセの用例である。「我那勢(之)命」という決まった言いまわしが固定しており、⑮の「下效<sub>レ</sub>此」が及ばなくとも文脈上誤解を与える危険はない。同様な例を挙げてみる。

⑳吾者天照大御神之伊呂勢者也。自伊下三字以音故、今自<sub>レ</sub>天降坐也。(48頁)

㉑我天皇之御子、於伊呂兄王、无<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>兵<sub>一</sub>。若<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>兵者<sub>一</sub>、必人咲。…… (185頁)

イロは、他に地の文にも見える。すなわち、「其伊呂妹高比賣命」(69頁)、「其伊呂兄五瀬命」上伊呂二字以音(89頁)、「其伊呂妹」(117、120頁)、「其伊呂弟水齒別命」(179頁)、「其伊呂妹輕大郎女」(184頁)、「其伊呂弟大長谷王子」(188

頁)、「其伊呂兄意祁命」(209頁)がすべてである。この「伊呂」と「同母」とを比較検討した犬飼隆氏は、次のように述べられている。<sup>20)</sup>

もともと、日本語「いろ」の原義は、同母関係そのものではなく、その関係をなす者の間の絆であった。古事記において万葉仮名で表記された例は、日本語としての原義を想起させることによつて、その絆を強調して表現しようとし、正訓字で表記された例は、漢字として本来あらわす概念を前面に出して、論理的・法的な意味での家族関係を示そうとしたのである。

イロは、それぞれの文脈で仮名表記される必然性があるわけであり、〈音注〉の指示も、他に及ぼす必要はない。

②其、汝所<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>之生大刀・生弓矢以而……意礼<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>大國主神……(56頁)

③伊賀<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>作仕奉<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>大殿内<sub>一</sub>者、意礼<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>先入、明<sub>下</sub>白其將<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仕奉<sub>一</sub>之状<sub>上</sub>。(94頁)

④吾者坐<sub>二</sub>纏向之日代宮<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>大八嶋國<sub>一</sub>、大帶日子<sub>二</sub>淤斯呂和氣天皇之御子<sub>一</sub>、名倭男具那王者也。意礼<sub>二</sub>熊曾建二人、不<sub>レ</sub>伏無<sub>レ</sub>礼聞看而、取<sub>レ</sub>殺意礼<sub>二</sub>詔而遣<sub>一</sub>。(129頁)

右は、「意礼」の全用例である。②の「意礼」が〈音注〉をもつのは、文脈上切れ目がわかりにくいからであり、③

の場合には、「伊賀」との対応もあろう。④の「意礼」は、「也」と「熊曾建」に挟まれ、また「取殺」の目的語として、〈音注〉を付さなくても音仮名としての意はとりやすい。この「意礼」は、会話文のみにある。この点は、ナニ

妹・ナセや、いづれも〈音注〉をもつワレ・イガ・ナネも同様である。「伊賀<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>」(③)、「那泥<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>汝命<sub>一</sub>」(100頁)はそれぞれ一例のみであるが、「故、和礼<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>共追下者<sub>一</sub>」(53頁)のワレは、他に歌謡のみに五例みえる。一人称、二人称の関係性においては、会話文も歌も同様である。小野田光雄氏が、会話文の用字法の特徴として人称代名詞を挙げられたのも注意しておきたい。<sup>21)</sup>人称代名詞の仮名表記は、「我」と「汝」の関係を、その親密さや上下関係などにおいて、漢語よりもより適切に示す和語表現として選びとられたのであろう。

また、小野田氏は「心理的情緒的語彙」とまとめられたが、藤井貞和氏が、

これを要するに、フルコトの文体は、会話文の場合、コソ、ケリ、ナリ、ナリ、ラシなどの助辞類が効果的に利用された印象深い表現になっている。(前掲書228頁)

と述べられた例がある。

⑤吾者、到<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>伊那志許米<sub>上</sub>志許米岐<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>九<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>穢國<sub>一</sub>而在<sub>二</sub>祁理<sub>一</sub>。<sub>二</sub>音<sub>レ</sub>此<sub>二</sub>字<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>故、吾者為<sub>二</sub>御身之禊<sub>一</sub>。(37頁)

②⑥我子者不<sub>レ</sub>死有<sub>レ</sub>祁理。此二字以音下效此我君者不<sub>レ</sub>死坐<sub>レ</sub>祁理。  
(68頁)

②⑦信然也。……然、於<sub>二</sub>大倭國<sub>一</sub>、益<sub>三</sub>吾二人<sub>一</sub>而、建男者坐<sub>レ</sub>祁理。是以、吾獻<sub>三</sub>御名<sub>一</sub>。(129頁)

右の四例のケリには、やはり感動の語気がある。②⑤のケリの〈音注〉は、上の仮名九字との関係で付されたものとみられ、②⑥の「下效<sub>レ</sub>此」は、久田氏のいう字脈の規制によくあてはまる。②⑦は、「者」で提示され「坐」をうける文脈として、〈音注〉は不要な部分である。

②⑧汝、如<sub>レ</sub>助<sub>レ</sub>吾、於<sub>二</sub>葦原中国<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>有、字<sub>三</sub>都志伎<sub>一</sub>。上此四字以音  
青人草之、落<sub>三</sub>苦瀬<sub>一</sub>而患<sub>レ</sub>惣時、可<sub>レ</sub>助。(36頁)

②⑨我御世之事、能<sub>レ</sub>許<sub>三</sub>曾<sub>一</sub>。此二字以音神習。又字<sub>三</sub>都志伎<sub>一</sub>青人草習乎、不<sub>レ</sub>償<sub>三</sub>其物<sub>一</sub>。(162頁)

②⑩の「伎<sub>上</sub>」の「上」注について小松氏は、「形容詞の連体形として規定」のために付されたとする。仮名表記の意味は、まずは「ウツシ(現)の訓文字表記は確定していなかった」ことは認めてよい。その上で②⑨の不音注の例を考えると、②⑨は②⑩のウツシキの意味の保証を得て、成句表現としての「字都志伎青人草」の固定性を前提とした仮名表記であろう。

③⑩僕在<sub>三</sub>淤岐嶋<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>度<sub>三</sub>此地<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>因<sub>レ</sub>故、欺<sub>三</sub>海和迹<sub>一</sub>。此二字以音下效此言、「吾与<sub>レ</sub>汝競……」如<sub>レ</sub>此言者、見<sub>レ</sub>

欺而列伏之時……吾云、「汝者我見<sub>レ</sub>欺。」言竟即、伏<sub>三</sub>最端<sub>一</sub>和迹、捕<sub>レ</sub>我悉剝<sub>三</sub>我衣服<sub>一</sub>。……(52頁)

③⑩の「和迹」(初出例)の「下效<sub>レ</sub>此」は、同一会話文の「和迹」は規制するが、海神の宮物語に登場する「和迹」まで及ばないことは、久田氏の指摘される通りであろう。

この「和迹」が仮名表記をとる意味については、西宮一民氏に「いわゆるワニザメをさすところの「ワニ」なる〈和語〉を以て表現しようとしたことを明らかに物語るものといへよう。」<sup>②⑤</sup>という意見がある。単語単位で考えれば、仮名表記に、漢語では表現できない〈和語〉としての積極的意味を付すのは、十分考えてよい方向性と思われる。

③⑪何<sub>レ</sub>汝兄、於<sub>二</sub>朝夕之大御食<sub>一</sub>不<sub>三</sub>黍出来<sub>一</sub>。專<sub>レ</sub>汝<sub>三</sub>泥疑<sub>一</sub>教覺。  
泥疑二字以音下效此(127頁)

③⑫既<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>泥疑<sub>一</sub>也。(128頁)

③⑬如何<sub>レ</sub>泥疑<sub>レ</sub>之。(128頁)

右の「泥疑」のあり方は、この語が小碓命物語のキーワードになつて示すことを示す。<sup>②⑦</sup>しかも、会話文が物語を主導している。③⑪の「下效<sub>レ</sub>此」は、③⑫⑬を規制しつつ、ネギの多義性を生かそうとした意図をよみとる方向がよいと思われる。言葉の掛け合いのおもしろみである。



四

最後に問題の残る二例を挙げて、まとめに入りたい。

③④ 吾来<sub>ニ</sub>此地<sub>一</sub>、我御心<sub>ニ</sub>須<sub>ニ</sub>賀<sub>ニ</sub>斯<sub>一</sub>。(49～50頁)

右の「須<sub>ニ</sub>賀<sub>ニ</sub>斯<sub>一</sub>」は、前文の

尔、到<sub>ニ</sub>坐須<sub>ニ</sub>賀<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>音<sub>ニ</sub>地<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>詔<sub>ニ</sub>之<sub>一</sub>、

をうける。「下效<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>」は、③④の스가スガシを経て「故、其地者於<sub>レ</sub>今云<sub>ニ</sub>須<sub>ニ</sub>賀<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>。」という地名を導く。同様な例として、

③⑤ 吾心、恒念<sub>ニ</sub>自<sub>レ</sub>虚翔行<sub>一</sub>。然、今吾足不<sub>ニ</sub>得<sub>ニ</sub>歩<sub>ニ</sub>、成<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>斯<sub>ニ</sub>玖<sub>ニ</sub>。 自<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>六<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>音<sub>ニ</sub> (135～136頁)

「當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>斯<sub>ニ</sub>玖<sub>ニ</sub>」が〈音注〉をもつのは、上の「成<sub>一</sub>」との切れがわかりにくいからであろう。ただ、前文の

自<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>處<sub>ニ</sub>發<sub>ニ</sub>、到<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>野上<sub>ニ</sub>之時<sub>ニ</sub>、詔<sub>ニ</sub>者<sub>一</sub>、

の「當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>」には〈音注〉がない。「故、号<sub>ニ</sub>其<sub>ニ</sub>地<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>當<sub>ニ</sub>藝<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>。」という地名起源の語り口は、③④の場合と同一といつてよい。西宮氏のいう、地名には〈音注〉がつかないという原則<sup>29)</sup>とかかわりをもつかもしれない。いずれにしても、音とのつながりが仮名表記を積極的に意味づけている点に注目しておきたい。

③⑥ 吾者伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>岐<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>干<sub>ニ</sub>倭<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>青垣<sub>ニ</sub>東<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>上<sub>ニ</sub>。(63頁)

③⑦ 此之鏡者、專為<sub>ニ</sub>我<sub>ニ</sub>御魂<sub>ニ</sub>而<sub>ニ</sub>、如<sub>レ</sub>拜<sub>ニ</sub>吾<sub>ニ</sub>前<sub>ニ</sub>、伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>岐<sub>ニ</sub>奉<sub>一</sub>。

(75頁)

③⑧ 是於<sub>ニ</sub>河<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>、如<sub>ニ</sub>青葉<sub>ニ</sub>山<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>……葦原色許男大神以<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>玖<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>祝<sub>ニ</sub>大庭<sub>ニ</sub>乎<sub>一</sub>。(123頁)

右のイツク(キ)は、地の文にも三例みえる。

③⑨ 此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>神<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>。

伊<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>三<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>音<sub>ニ</sub>下<sub>ニ</sub>效<sub>ニ</sub>此<sub>ニ</sub>。 (38～39頁)

④⑩ 此三柱神者、胸形君等之以<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>三<sub>ニ</sub>前<sub>ニ</sub>大神<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>也<sub>一</sub>。(43頁)

④⑪ 又娶<sub>ニ</sub>近淡海<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>御上<sub>ニ</sub>祝<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>玖<sub>ニ</sub>。 此<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>音<sub>ニ</sub> 夫之御影神之

女、息長水依比賣……(107頁)

いずれも「以<sub>ニ</sub>伊<sub>ニ</sub>都<sub>ニ</sub>久<sub>ニ</sub>玖<sub>ニ</sub>」と類型で記されるが、「拜」との関係(③⑦)も含めていまだ問題を残す。イツクの仮名表記は、「拜」をラロガム・イハフと別訓をとる必要性<sup>30)</sup>をせまるが、〈音注〉の有無の解釈も、その理由付けが難しい<sup>31)</sup>。

③⑨の「下效<sub>レ</sub>此<sub>一</sub>」が④⑩まで及ぶとすれば、やはりその意識を支えているのは、氏祖注としての定型的表現であろう。

以上、〈音注〉の有無を視点に、会話を(1)(2)に分けて仮名表記の意味を考えてきたが、文脈にうらづけられた〈音注〉のあり方を確認できたように思う。地の文と会話文の連続性(1の場合)を考えると、会話文の仮名表記をすぐに口承性の問題に横すべりさせるわけにはいくまい。ただ(2)のあり方には、口承性を考える手がかりがある。そ

してそれは、会話文の特質と結びついていっている問題がありそうだ。人称や語の多義性、歌との類似の問題などがそれであるが、施注者の視点を確保しつつ、会話文の〈音注〉をもつ仮名表記を含めて、さらに考えてみたい。

〈注〉

- (1) 吉田義孝「勅語旧辞論」〔国学院雑誌〕59の10・11、昭33・11)
- (2) 金井清一「古事記序文私見―稗田阿礼の誦習したもの―」〔国語と国文学〕59の11、昭57・11。後に日本文学研究資料新集『古事記(王権と語り)』昭61・7)
- (3) 西條勉「古事記の助字法と和語表現―和語を書くことの方法(一)―」〔梅澤伊勢三先生追悼「記紀論集」平4・3)
- (4) この〈音注〉の概念は、西宮一民氏が「これこれは「音仮名」だとする注を「音注」と称することにする。」〔古事記の研究〕161頁)と述べられたのに従う。なお以下の検討において、神人名や地名で〈注〉がない仮名書き例は除いた。
- (5) 小松英雄『国語史学基礎論(増訂版)』(初版昭48・1、増訂版昭61・10)
- (6) 久田泉「古事記」音読注・訓注の施注原理―「下效此」の場合―〔国語と国文学〕60の9、昭58・9)、矢嶋泉

「古事記」〈音読注〉の形式―所謂〈原資料〉の問題にふれて―〔聖心女子大学論叢〕68、昭61・12)

- (7) 山口佳紀「古事記の表現と訓読」〔国文学〕36の8、平3・7)、「古事記における音仮名表記の意味―同一語の両様表記例をめぐって―」(小林芳規博士退官記念『国語学論集』平4・3)、「古事記の表現と成立―音仮名表記をめぐって―」〔上代文学〕68、平4・4)
- (8) 西宮一民『古事記の研究』(平5・10)
- (9) 以下、引用例及びその頁数は、西宮一民編『古事記(新訂版)』(昭61・11)に拠る。
- (10) 山口氏、注(7)「古事記の表現と訓読」
- (11) 西宮氏、注(8)同書161頁。
- (12) 拙稿「垂仁記・沙本毗賣物語における会話文の性格」〔国学院雑誌〕90の10、平元・10。後に「古事記研究―歌と神話の文学的表現―」平6・12)
- (13) 荻原千鶴「沙本毘売・本牟智和氣物語の方法―須佐之男命の「神話」から―」〔梅澤伊勢三先生追悼「記紀論集」平4・3)
- (14) 西郷信綱『古事記注釈第二巻』(昭51・4)315頁。なお、呪言としてのサチの霊力については、秋本吉徳「口承の世界へ―オボチ・ススチ・マヂチ・ウルチ―」〔古事記年報〕22、昭55・1)に詳しい。
- (15) ウケヒの他の用例は、「各字氣比而生子。」(会話文)の「自レ字以下三字以音。下效此。」という〈音注〉をうけ

た「字氣・布時、」(42頁)と、大山津見神の発言中の「字氣比豆(自)字下四字以音。貢進。」(78頁)、そして「為字氣比獨也。」(145頁)である。ウケヒ獨は名詞の語形が明らかであるので、不注である。

(16) 神野志隆光『古事記の達成』219頁。

(17) 小松氏、注(5) 同書335頁。

(18) 藤井信男「太安萬侶の古事記撰録―訓注および音注をてがかりとして―」(『大倉山論集』8、昭35・7)

(19) 拙著『古事記研究―歌と神話の文学的表現―』第三篇第一章「古事記における会話文の性格」の分類参照。

(20) 犬飼隆『上代文字言語の研究』(平4・2)244頁。

(21) 小野田光雄「古事記の文章」(『古事記の年報』3、昭31・6)

(22) 久田氏、注(6) 同論文。

(23) 小松氏、注(5) 同書340頁。

(24) 山口佳紀『古事記』声注の一考察―音仮名対象の声注を中心に―(『万葉』130、昭63・12)

(25) 久田氏、注(6) 同論文。

(26) 西宮氏、注(8) 同書289頁。

(27) 吉井巖『ヤマトタケル』(昭52・9)

(28) 西條勉「ヤマトタケルの暴力―構造化するテキスト―」(『日本文学』41の8、平4・8)

(29) 西宮氏、注(8) 同書参照。

(30) 山口氏は、注(10) 同論文で「拜」を「ヲロガム」とよみ、

西宮氏は、注(8) 同書で「イハフ」と「ヲロガム」と文脈上よみ分ける。

(31) 久田氏、注(6) 同論文は「以」の有無に注目するが、<sup>38</sup>が例外となる。また瀬間正之「古事記表記の一側面―同語異種表記を中心に―」(『古事記年報』28、昭61・1)は、帝紀・旧辞と会話・非会話の複合的要因という。